

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第14号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に、<u>次の課</u>を置く。</p> <p><u>総務課</u></p> <p><u>職員課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 <u>総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>(17) その他職員課の所掌に属しないこと。</u></p> <p>2 <u>職員課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。</u></p> <p><u>(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に</u></p>	<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に<u>職員課</u>（以下「課」という。）を置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総務・審査担当の分掌事務</u></p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 任用・給与担当の事務に属さないこと。</u></p> <p><u>任用・給与担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。</u></p> <p><u>(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること。</u></p> <p><u>(4) 職員の競争試験及び選考に関すること。</u></p> <p><u>(5) 職階制に関する計画に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員に対する給与の支払の監理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること。</u></p> <p><u>(8) 給料表についての報告及び勧告に関すること。</u></p> <p><u>(9) その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、任用又は給与に係るものに関すること。</u></p>

についての意見の申出に関すること。

(4) 職員の競争試験及び選考に関すること。

(5) 職階制に関する計画に関すること。

(6) 職員に対する給与の支払の監理に関すること。

(7) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的
企画及び勧告に関すること。

(8) 給料表についての報告及び勧告に関すること。

(職及び職務)

第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
事務局	[略]	[略]
	課	課長 上司の命を受け、 部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
	[略]	[略]

2 [略]

3 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
事務局	[略]	[略]
	課	副主幹 [略]

(職及び職務)

第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
事務局	[略]	[略]
	課	課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、 <u>事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
	担当課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>	[略]
	[略]	[略]

2 [略]

3 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
事務局	[略]	[略]
	課	主幹 上司の命を受け、課の重要事項についての <u>調査、企画及び立案に参画する。</u>

						副主幹	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。